

一般社団法人「高垣会」

## 賛助会員規程

<平成 24 年 6 月 30 日 制定>

## 第1条(目的)

この規程は、正会員規程に基づき、本会の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とします。

## 第2条(賛助会員)

賛助会員とは、本会の正会員規程の第1条による各条項に賛同し、賛助会費(以下、「賛助会費」という)を納入する法人、団体または個人で、理事会が承認した方とします。

## 第3条(申込)

賛助会員として入会を希望する方は、賛助会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、理事会に提出し、申込ものとします。

## 第4条(賛助会費)

- 1 賛助会員の会費は、正会員の年会費の発生はなく、法人1口30万円・個人1口10万円とし1口から申し込むことができます。
- 2 賛助会費は随時、口数を追加できるものとします。
- 3 本会の指定する口座に一括にて払い込むものとします。
- 4 既納の会費は、いかなる場合であっても返還しないものとします。

## 第5条(サービス)

賛助会員は次のような特典を受けることができます。

- (1) 本会が行う調査研究活動への参加
- (2) 本会が行う調査研究結果の提供
- (3) 本会が主催する勉強会等への優先参加
- (4) 賛助会員の参考に資する情報、資料の提供等
- (5) 年に一度開催する本会の宿泊研修会への無料参加

## 第6条(資格の喪失)

会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとします。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当会が解散したとき

## 第7条(退会)

賛助会員は、本会所定の手続きによりいつでも退会することができます。

#### 第8条(除名)

賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て除名することができます。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 会員規程又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 会費の納付を3カ月以上怠ったとき

#### 第9条(資格)

賛助会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した年会費、その他本会の資産に対して何ら請求することができません。

#### 第10条(その他)

本規定に定めるもののほか必要な事項は理事会が別に定めます。

#### <附 則>

本賛助会員規定は、平成24年6月30日から施行いたします。

一般社団法人 高垣会

代表理事 高垣 浩